

青森県報

第三千八百三十四号

平成二十六年
四月二十三日
(水曜日)

目次

告 示

狩猟免許試験の施行	………	(自然保護課)	…
適性試験及び講習の実施	………	(同)	…
国土調査の指定	………	(農村整備課)	…
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	………	(会計管理課)	…
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	………	(同)	…
右	………	(同)	…
公 告	………	(同)	…
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告	………	(県民生活 文化課)	…
大規模小売店舗の変更の届出	………	(商工政策課)	…
右	………	(同)	…
公営企業	………	(同)	…
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	………	(病院 管理課)	…
右	………	(病院 情報部)	…
右	………	(同)	…

告 示

青森県告示第三百二十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定により次のとおり平成二十六年度狩猟免許試験を施行するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

試験の期日	試験の場所	備考
平成二十六年 六月二十九日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	
平成二十六年 七月六日	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一―四三 西目屋村中央公民館大会議室ほか	わな猟免許 試験のみ
平成二十六年 八月三十一日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター第五研修室ほか	

二 試験科目、試験課題、試験時間等

試験の期日	試験の科目及び課題	試験時間	受付時間
平成二十六年 六月二十九日	網猟免許 視力 聴力 運動能力	午前九時 から 午後十時 十五分 まで	午前九時 から 午後九時 十五分 まで
平成二十六年 七月六日	網猟免許 鳥獣に関する法令 及び狩猟の適正化 に関する知識	午前九時 から 午後十時 十五分 まで	午前九時 から 午後九時 十五分 まで
平成二十六年 八月三十一日	知識試験	午前九時 から 午後十時 十五分 まで	午前九時 から 午後九時 十五分 まで

技能試験	網猟免許 許 な 猟 免 許	1 銃器以外の用具を見て当該用具の使用の是非を判別すること。 2 銃器以外の用具を見て当該用具の使用の是非を判別すること。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	第一種銃 猟免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。） 2 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 3 距離の目測を行うこと。 4 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。） 2 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 3 距離の目測を行うこと。 4 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	第二種銃 猟免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。	午前十一時四十分 午後一時十分 午後三時 午後四時 午後五時 午後六時 午後七時 午後八時 午後九時 午後十時 午後十一時
------	-------------------------------	--	-------------	--	--	-------------	--	--	---

三 受験できない者

- 1 県外に住所を有する者
- 2 試験当日二十歳に満たない者
- 3 統合失調症、そう鬱病、てんかんその他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- 4 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

四 受験の申請手続等

- 5 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
 - 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
 - 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して、狩猟免許を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者
- 四 受験の申請手続等
- 狩猟免許試験を受けようとする者は、平成二十六年六月二十九日に受験するものにあつては、同年五月十九日から同年六月二十日までに、同年七月六日に受験するものにあつては、同年五月二十六日から同年六月二十七日までに、同年八月三十一日に受験するものにあつては、同年七月二十二日から同年八月二十二日までに、狩猟免許申請書（各地域農林局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所を所管する地域農林局地域農林水産部に提出すること。
- 1 狩猟免許申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
 - (一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第一号該当者（異種免許を受けようとする者） 三千九百円
 - (二) その他の者（初心者） 五千二百円
 - 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
 - 3 返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、郵便切手（八十二円）を貼付したもの） 一通
 - 4 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
 - 5 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通
- 五 その他
詳細については、最寄りの地域農林局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項及び第四項の規定により次のとおり平成二十六年における適性試験及び講習を実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において読み替えて準用する同令第五十一条第二項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 適性試験及び講習の期日、場所等

所管課名又は所管地域県民局名	期 日	場 所	備 考
自然保護課	平成二十六年九月十五日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
東青地域県民局	平成二十六年七月十八日	青森市大字荒川字藤戸一―九の七 青森県総合社会教育センター	
中南地域県民局	平成二十六年七月十日	弘前市大字下白銀町一―九の四 弘前文化会館（弘前文化センター）	
三八地域県民局	平成二十六年七月十八日	八戸市根城八丁目八の二五五 八戸市総合福祉会館	
西北地域県民局	平成二十六年七月二十三日	五所川原市字栄町一〇 五所川原合同庁舎	
上北地域県民局	平成二十六年七月十六日	十和田市西十二番町二〇の二二 県十和田合同庁舎	
下北地域県民局	平成二十六年七月二十四日	むつ市中央一丁目一―八 県むつ合同庁舎	

二 適性試験及び講習の科目、時間等

区 分	科 目	時 間	受付時間

三 適性試験及び講習の対象者

平成二十六年四月十六日から平成二十七年四月十五日までに狩猟免許の有効期間が満了する者であつて、現に県内に住所を有し、これらの狩猟免許を有するものとする。

講 習	適性試験
1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判別 3 猟具の取扱	3 2 1 視聴能力 運動能力
	午前九時三十分から 午前十一時まで
	午前九時から 午前九時二十分まで

四 免許更新申請書の提出期限及び提出先

適性試験及び講習の実施日の十四日前までに、狩猟免許有効期間更新申請書（各地域県民局地域農林水産部において交付する。）に必要な事項を記載し、次に掲げる書類を添付して申請者の住所地を所管する地域県民局地域農林水産部に提出すること。

- 1 狩猟免許更新申請手数料として次に掲げる金額に相当する額の青森県収入証紙
二千九百円
- 2 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真） 一枚
- 3 申請者が第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る銃器の所持の許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写し 一通
- 4 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第二号から第四号までに該当しない旨の医師の診断書 一通

5 更新しようとする狩猟免状
五 その他

詳細については、最寄りの地域県民局地域農林水産部又は青森県環境生活部自然保護課（電話〇一七 七三四 九二五七番）に問い合わせること。

青森県告示第三百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、平成二十六年四月八日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
南部町	大字坵渡字下外窪、字外場下 大字法師岡字勸右工門山、字干草長根、字源道 長根、字荒田、字細沢、字山ノ外、字小行、字 仁右工門山、字仁渡、字西張、字石焼沢、字大 道ノ下、字大平、字中河原、字田向、字胸骨長 根、字白掛、字林ノ後、字林ノ前	平成二十六年四月二十三日から 平成二十七年三月三十一日まで

青森県告示第三百二十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
- 三戸郡三戸町大字同心町字平五四の七
- 三戸地方食品衛生協会

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

十和田食肉衛生検査所三戸支所内

2 変更後の売りさばき場所

三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室三戸分室庁舎内

青森県告示第三百二十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年四月七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字大町三丁目一の一

大末産業株式会社

青森県告示第三百三十号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十六年四月七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地三五の一

濱中 隆三

公

告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十六年四月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人陽だまりの彩苑

三 代表者の氏名

村井 ユリ子

四 主たる事務所の所在地

八戸市大字河原木字高館六六の一三〇

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者に対して、障害者自立支援法に基づいた福祉に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	変更後	変更年月日
-----	-----	-------

ユニバース新小中野店 八戸市小中野三丁目二四の七二外	ユニバース小中野店 八戸市小中野三丁目二四の七二外	平成 二六・一
-------------------------------	------------------------------	------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社パセリー菜 上北郡下田町字向山二の五五〇 代表取締役 松尾明	株式会社パセリー菜 上北郡おいらせ町神明前一四三の 一四九 代表取締役 小泉輝美	平成 二六・七 二・二六 （住所） 二・二六 （代表者） の氏名
株式会社ドラッグユー 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦紘一	変更無し	
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保		二五・二・二四

四 届出年月日
平成二十六年三月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビッグハウス湊店

八戸市大字湊町字六畑六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

株式会社ユニバース
八戸市大字長苗代字前田八三の一
代表取締役 三浦紘一

変更後

変更無し

川守田孝雄
八戸市大字長横町二ポストコアピ
ル一階

変更
年月日

平成
一六・六・三

四 届出年月日

平成二十六年三月三十一日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年四月二十三日から同年八月二十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月二十三日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立中央病院清掃作業等業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年三月二十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社トソー
- 六 契約金額
青森市港町二丁目一〇の四四
- 七 契約の相手方を決定した手続
平成二十六年年度 年額一億三千三百二十七万二千円
- 八 入札の公告を行った日
平成二十六年二月七日

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量
電算システム運用管理業務委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院医療情報部
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年三月二十七日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
二千八百九十四万二千二百七十二円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続
平成二十六年年度 年額一億三千三百二十七万二千円

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月二十三日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
- 二 統合画像診断管理システム機器等の賃貸借一式
- 三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- 四 青森市東造道二丁目一の
契約の方法
- 五 随意契約
- 六 契約の相手方を決定した日
平成二十六年三月二十八日
- 七 契約の相手方の名称及び住所
日本GE株式会社
- 八 東京都港区赤坂五丁目二の二〇
契約金額
三千百九十九万五千八百八十円
- 九 随意契約の理由
- 十 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項
第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 十一 契約の相手方を決定した手続
- 十二 予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭